

委員会提出議案第 2 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 5 日提出

提出者 議会運営委員長 長谷川 知 司

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例
山陽小野田市議会委員会条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 2 0 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 1 項中「押印」を「記名押印」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第2号参考資料

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>記名押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(記録)</p> <p>第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は<u>押印</u>をしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

(改正の理由)

続きまして、委員会提出議案第2号は、山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましても、先ほどの委員会提出議案第1号と同様、議会運営委員会で協議した結果、改正を行うこととしたものであります。

改正の内容は、委員会記録について、委員長が「署名又は押印」するよう規定しておりますが、この規定における押印とは記名押印のことを指しているため、そのように明記するものであります。